市・県民税の申告相談が始まります

この申告は、市・県民税を適正に課税するほか、
国民健康保険税の計算や所得課税証明書、保育料の決定など、各種行政サービスの基礎資料にもなります。

確定申告・市県民税の申告が必要かどうか確認を

チャートで、申告が必要かを確認しましょう。詳しくは、本庁税務課または支所市民課へ問い合わせてください。

当てはまるかを☑チェックしてください
- ☐ 中途退職やアルバイトなど、年末調整を受けていない給与収入がある
- ☐ 給与所得の年末調整を受けた給与以外に20万円を超える所得がある ＊
- ☐ 給与所得の年末調整を受けたが、受け忘れた控除があるまたは医療費控除や寄附金控除なども受けたい
- ☐ 公的年金（障害年金や遺族年金は含まない）の収入額が400万円を超えている
- ☐ 公的年金の収入額が400万円以下で、そのほかに20万円を超える所得がある ＊
- ☐ 公的年金の収入額が400万円以下で、生命保険料控除や医療費控除などを受けたい
- ☐ 農業、営業、不動産または生命保険等の満期返戻金・一時金等の収入により、所得税を納める必要がある
- ☐ 住宅借入金控除（1年目）を受けたい
- ☐ 土地や建物等を売った
- ☐ 純損失や雑損失が生じ、損失を繰り越したいまたは前年から繰り越した損失と損益通算したい

＊自家用米や野菜の作付、中山間地域交付金などの各種補助金・交付金は農業所得

一つでも当てはまる ↓

税務署で確定申告をしてください
22ページの税務署からのお知らせを確認してください。
確定申告をすれば、市県民税の申告は必要ありません

当てはまらない ↓

28年1月1日に本市に住所があったか

- なかった → **28年1月1日に住んでいた市区町村へ確認してください**
- あった ↓

当てはまるかを☑チェックしてください
- ☐ 給与収入だけで年末調整が済んでいて、勤務先が市へ「給与支払報告書」を提出している　＊不明な場合は勤務先へ確認してください
- ☐ 28年1月1日に65歳未満で、公的年金の合計収入額が98万円以下だった
- ☐ 28年1月1日に65歳以上で、公的年金の合計収入額が148万円以下だった
- ☐ 合計所得が28万円以下だった

一つでも当てはまる ↓

当てはまらない ↓

当てはまるかを☑チェックしてください
- ☐ 20歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主だ
- ☐ 扶養認定や国民年金の免除申請などで証明書が必要だ
- ☐ 後期高齢者医療の限度額認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険利用者負担額減額・免除認定証を申請している
- ☐ 源泉徴収票に記載されている控除のほかに、追加で控除を受けたい。

当てはまらない → **申告は必要ありません**

一つでも当てはまる ↓

市・県民税の申告が必要です　次の申告方法を参考に、市県民税申告書を提出してください

市・県民税の申告方法について

市・県民税申告の申告が必要な人は、次のとおり申告してください。昨年度の申告状況を基に、申告が必要と思われる人には「平成28年度市・県民税申告書」を送付しています。申告書が郵送されていない場合でも、上記のチャートで市・県民税の申告が必要な人は、郵送または申告相談会場で申告してください。

■郵送で申告する場合

3月15日㈫までに必要書類（20ページ参照）を添付して、申告書を郵送してください。申告内容を確認する場合があります。必ず電話番号を記入してください。

添付書類や申告書の控えの返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。申告書が郵送されない場合は、税務課へ連絡してください。

■申告相談会場で申告する場合

日程を確認して、申告相談会場で申告してください。日程および会場は、22～23ページを参照してください。

市・県民税の申告相談について

市・県民税の申告相談は、22～23ページの日程で行います。混雑を避けるため、地区ごとに日程を割り当てています。指定された日時・会場に来場してください。

なお、申告相談期間中は、本庁や各支所窓口での申告相談はできません。注意してください。

●**受け付け**…**【午前】**9:00～11:30／**【午後】**13:00～15:00
＊本庁・各支所が会場の場合は16:00まで受け付けます。3月9日㈯～11日㈰は19:00まで延長します

申告に必要なもの

❶市が郵送した申告書を受け取った人は平成28年度分市民税・県民税申告書
❷印鑑
❸27年中の収入を確認できる書類…給与や公的年金の源泉徴収票／収入や経費を整理した収支内訳表（営業、農業や不動産所得がある人）／生命保険・損害保険の満期返戻金、解約払戻金、個人年金の支払証明書など
❹所得控除の内容を証明する書類…医療費の領収書
＊あらかじめ合計額を計算してください／社会保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書／国民年金保険料、生命保険料、地震保険料（損害保険料）の控除証明書／寄付金の領収書など　＊災害等で27年中に家屋等を修繕した人は、損失額を計算するための資料（り災証明書）や領収書
❺障害者控除を受ける人は障害者手帳、長寿社会課からの障害者控除対象者の認定書
❻配偶者控除や扶養控除を受ける人は配偶者や扶養者の収入が確認できるもの
❼そのほか申告に必要なもの　＊確定申告で所得税の還付を受けられる人は振込先口座が確認できるものを持参してください

所得税と市・県民税申告の障害者控除について

下記に該当する場合、所得税と市・県民税の障害者控除を受けられます。申告相談会場で申告する場合は、障害者手帳や障害者控除対象証明書を持参してください。

●**対象**…27年12月31日に、納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族が❶身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている❷6カ月以上寝たきりで、食事や排せつなどに支障がある人（介護保険認定者）で障害者控除対象者の認定書の交付を受けている❸身体障害者手帳などの交付は受けていない精神または身体に障がいがある65歳以上で、障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳を交付される要件に準じ（介護保険認定者）、障害者控除対象者の認定書の交付を受けている―のいずれかに当てはまる人

●**控除額（本人の場合）**…▷特別障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、寝たきり高齢者など）は、所得税40万円、市・県民税30万円▷障がい者（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級、寝たきり高齢者など）は所得税27万円、市・県民税26万円

●**申告方法**…21ページの申告方法を確認してください　＊❷❸は、本庁長寿社会課または各支所保健福祉課に申請して認定書の交付を受けてください。認定書は、申請内容を確認して郵送で交付します。即日交付はできません

問**【認定書などの交付】**本庁長寿社会課または各支所保健福祉課**【所得税と市・県民税の障害者控除】**本庁税務課または各支所市民課

記帳・帳簿等の保存制度について

26年1月1日から❶事業所得❷不動産所得❸山林所得―が生じる業務を行う全ての人（所得税および復興特別所得税の申告の必要がない人を含む）に記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容について、詳しくは国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）で確認するか、最寄りの税務署に問い合わせてください。

問**一関税務署☎㉓4205**

おむつ代の医療費控除が受けられます

市・県民税申告または確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けられます。医療費控除を受ける人は、医師の証明書が必要です。ただし、介護保険の要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、市が発行する確認書で控除が受けられます。

＊市で発行するおむつ使用の確認書は、申請内容を確認後、申請者に郵送で交付します。即日交付はできません。事前に申請してください

問**本庁長寿社会課☎㉑8361または各支所保健福祉課**